

令和3年1月18日

厚生労働省担当課室 御中

国土交通省鉄道局 総務課危機管理室長
鉄道サービス政策室長

首都圏における終電時間の繰上げに関するご協力をお願い

現在、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が発出されています。これに際して、緊急事態宣言の対象となっている地域のうち、首都圏においては、夜間の外出自粛をお願いしている趣旨を踏まえて、JR東日本など計25事業者において、令和3年1月20日（水）の終電より、終電時間の繰上げが実施されることとなっております。

今回の繰上げについては、周知期間が短期間であることや、これまでに同様の事例が存在しないことから、利用者の混乱を招くことがないように、十分な周知を実施する必要があると考えております。

つきましては、鉄道利用者向けの更なる周知の実施・徹底を図る観点から、貴省におかれましても、所管の団体等に対し、終電繰上げについて別紙の内容により、幅広く周知を図って頂きますようお願いいたします。